

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

加齢で災害リスクが増加

凹凸なくしつまずき防ぐ——IK安全サポート 小出 勲夫

「安全に働く体力、づくりへ——」FEスチール西日本製鉄所

特集Ⅱ

腰痛予防の「これだけ体操」を実践！

東大・松平浩准教授が実演解説

別冊付録

建設現場の災害事例集

日本国土開発 木村 司

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2243

2015

10 / 1

■ 災害のあらまし ■

Xは、競馬場でいわゆるマークレディ（競馬場に来場するお客にマークシートの書き方などを教える女性）として勤務していた。Xが出勤したところ、競馬場出入口前において、同競馬場の警備員Yに、殺意をもって、所携の出刃包丁で、両腕および背部などを多数回突き刺され、同日午後、搬送先の病院で傷害に基づく出血性ショックにより死亡した（本件災害）。Xの遺族が、本件災害がXの業務に起因するものであると主張して、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金と葬祭料を請求した。

■ 判断 ■

労働者が業務遂行中に、同僚からの暴行という災害により死傷した場合には、当該暴行は業務に内在または随伴する危険が現実化したものであると考えるのが通常である。本件においても、業務遂行性を認めることができるとして、遺族補償年金と葬祭料の各請求が認められた。

■ 解説 ■

労災保険法上の「業務上の負傷」とは、業務遂行中に、業務に起因して発生したものをいう。この場合、業務と負傷または疾病との間に相当因果関係がなければならず、相当因果関係があるというためには、当該災害の発生が業務に内在する危険が現実化したことによるものと判断することができなければならない。

以上の観点からすると、労働者が業務遂行中に、同僚あるいは部下からの暴行という災害により死傷した場合には、当該暴行が職場での業務遂行中に生じたものである限り、当該暴行は労働者の業務に内在また

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
社会保険労務士 永井事務所
東京会

所長 永井 康幸

第 204 回

は随伴する危険が現実化したものと評価できるのが通常であるから、労働者の業務とは関連しない事由によって発生したものと認められる場合を除き、当該暴行は業務に内在または随伴する危険が現実化したものであるとして、業務起因性を認めるのが相当である。判断に当たっては、暴行が発生した経緯、労働者と加害者との私的怨恨の有無、労働者の職務の内容や性質（他人の反発や恨みを買いやすい者であるか否か）、暴行の原因となった業務上の事実と暴行との時間的・場所的關係などが考慮される。

マークレディは、競馬場のマスコットガールの存在として、男性から見て魅力を感じさせる女性であった。他方、警備員は、マークレディとは逆に、原則は男性であり、しかもその年齢も一般に女性に特別な関心を持つ年齢の者が多い。マークレディと警備員とは、仕事上の指揮命令関係は異なるものの、実質的には、共働して業務に当たり、相互に一定の私語も交わすような同僚関係者と同等の関係にあった。そのような環境で、来場者や警備員を含めて圧倒的に男性が多い競馬場で、近隣で1対1の関係にもなり得る数少ない魅力的な女性であるマークレディに対し、男性警備員が恋愛感情を抱くことも決してないとはいえず、その結果、良識を失い、ストーカー的行動を引き起こすことも、全く予想できないわけではない。さらに、それぞれの採用条件や配置状況などに照らすと、単なる同僚労働者間の恋愛のもつれとは質的に異なり、いわばマークレディとしての職務に内在する危険性に基づくものと評価するのが相当である。また、XはYについての苦情を事前に警備員の副隊長に申し出ている。本件苦情の申出はその内容からして、職場環境整備上、Yの勤務態度を是正するためにX



の業務に関連して行われたものであるが、かえってYは逆恨みし、具体的な殺意の形成に発展させていった。この点からもYの加害行為はXの業務に関連している。

本件災害の動機形成につき、嫉妬心と被害感情の入り混じった妄想の果たした役割は否定できないが、むしろXのYに対して距離を置こうとする現実的で具体的な態度に対する怒りが大きな役割を果たしている。また、Yの上司に対する苦情の申出は、本件災害と密接に関連している。このようなXの職場環境上の防衛的行動として当然の苦情申出に対し、むしろ逆恨みし、ついにはXに対して憎悪の念を抱き、最終的には殺意までも抱いたのである。

職場環境整備上の苦情の申出とYの暴行は、時間的・場所的に近接したところで行われており、この点からもYの加害行為がXの業務とは関係のないXとYとの私的怨恨、またはXの職務上の限度を超えた挑発的行為や侮辱的行為、あるいはXとYとの喧嘩闘争によって生じたものとはいえない。このため、本件災害は、もはや労働者の業務とは関連しない事由によって発生したものであるということとはできないとして業務起因性が認められた。